

令和元年10月1日から

3歳児から5歳児までの幼稚園、保育所、認定こども園など
を利用する子どもの利用料が**無償化**されます。

※ 0歳児から2歳児までの市町村民税非課税世帯の子どもも対象になります。

幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子ども

【対象者・利用料】

- **幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの保育料が無償化されます。**
 - 私学助成幼稚園については、月額25,700円まで無償となります。
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。幼稚園又は認定こども園の教育部分については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化の対象となります。
 - 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもと第3子以降の子ども(※)については、副食(おかず・おやつ等)の費用が減免となる場合があります。
※ 第3子以降の子どものカウント方法は次のとおりです。
 - ・ 認定こども園(教育部分)、幼稚園・・・小学校3年生修了時までを第1子(国基準)
 - ・ 保育所、認定こども園(保育部分)等・・・18歳未満(就学している場合は22歳未満)までを第1子(県基準)
- **0歳児から2歳児までの子どもたちについては、市町村民税非課税世帯を対象として保育料が無償化されます。** (宇都宮市はすでに無償)
 - さらに、子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳児から2歳児までの第2子は半額となります。
※年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。
 - また、18歳未満までの第3子以降の子どもについては、保育料が無償となります。

【対象となる施設・事業】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、**地域型保育、企業主導型保育事業(標準的な利用料)**も同様に無償化の対象とされます。

※ 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

幼稚園などの預かり保育を利用する子ども

【対象者・利用料】

- 幼稚園や認定こども園（教育部分）を利用している方で、**保育の必要性の認定を受けた場合、在籍園の預かり保育を利用する3歳から5歳の子ども**の預かり保育の保育料が、**利用日数に応じて1日あたり450円、月額11,300円まで無償化**されます。

※ 原則、通われている幼稚園等を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）がありますので、お住いの市町村にご確認ください。

※ 預かり保育利用時の給食やおやつ代などについては無償化の対象外です。

- **満3歳の市町村民税非課税世帯は、月額16,300円まで無償化**されます。

- 保護者の方はこれまでどおり利用料を施設に支払い、後日、宇都宮市へ請求いただくことで指定口座に無償化額をお振込みします。

※ 請求期間等については、市ホームページや施設を通じてお知らせいたします。

認可外保育施設等を利用する子ども

【対象者・利用料】

- **保育の必要性の認定を受けた場合、認可外保育施設等を利用する3歳から5歳の子どもは月額37,000円まで、0歳から2歳の市町村民税非課税世帯の子どもは月額42,000円まで利用料が無償化**されます。

※ 保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

※ 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）がありますので、お住いの市町村にご確認ください。

※ 幼稚園などの預かり保育の無償化と同様に、後日、宇都宮市へ請求いただいて指定口座に無償化額をお振込みします。

【対象となる施設・事業】

- **認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業**を対象とします。

※ 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

※ 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

- **就学前の障がい児の発達支援を利用する子どもたちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化**されます。

※ 今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない、理由のない保育料の引上げが行われないよう、新制度の対象とならない幼稚園においては、保育料を変更する場合、設置者は変更事由の届出が必要です。また、認可外保育施設等においては、提供するサービスの内容や額に関する事項について、変更の内容やその理由の掲示を求めるとなっております。